

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策（令和3年10月1日現在）

No.	支援区分	事業名	対象者等	内 容	お問合せ先
1	事業者・中小企業に関する支援	新型コロナウイルス感染症の影響による金融支援	中小企業、小規模事業者	新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業や小規模事業者等が「セーフティネット保証（4号・5号）」「危機関連保証」「小規模事業者経営改善資金（マルケイ融資）」を利用した場合に借り入れた資金に対する利子補給を実施します。 利子補給率：1.0% 利子補給期間：36か月 利子補給限度額：1事業者1年度20万円	商工労政課 0748-24-5565 050-5802-9540
2	事業者・中小企業に関する支援	中小事業者への雇用調整助成金等申請支援補助金	市内に事業所を有する従業員20名以下の事業者	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の申請の際に社会保険労務士等に委託した場合の委託費の一部を補助します。 補助対象経費の2分の1（上限10万円）	商工労政課 0748-24-5565 050-5802-9540
3	事業者・中小企業に関する支援	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、延長	中小事業者（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、従業員1,000人以下の法人個人）	（令和3年度課税分以降） 「先端設備等導入計画」に基づき生産性が向上する先端設備の導入から3年間固定資産税を軽減する制度について、対象となる資産の拡充（家屋、構築物）及び期間延長（2年間）を行います。	資産税課 0748-24-5637 050-5801-5637
4	事業者・中小企業に関する支援	中小企業事業展開支援補助金	市内中小企業、小規模事業者等（みなし大企業を除く。）	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響に対応する市内の中小企業者の新たな事業展開に向けた取組を支援します。 内容 ①販路の拡大又は事業の転換を図るもの。 ②情報通信技術を活用し、労働者の働き方の多様化に対応するためのもの。 支給額 新たな事業展開に要した費用の1/2（上限20万円）	商工労政課 0748-24-5565 050-5802-9540

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策（令和3年10月1日現在）

No.	支援区分	事業名	対象者等	内 容	お問合せ先
5	事業者・中小企業に関する支援	雇用調整助成金の特例措置	中小企業者・個人事業主	新型コロナウイルス感染症の影響により事業主が労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。	滋賀県労働局 助成金コーナー 077-526-8251 東近江公共職業安定所 0748-22-1020
6	事業者・中小企業に関する支援	東近江市小規模企業者小口簡易資金	小規模企業者	小規模企業者の事業経営の安定化のため、事業の用に供する小口簡易資金を低利で貸し付けます。	市内金融機関窓口
7	事業者・中小企業に関する支援	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証	中小企業・小規模事業者	経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰りを支援します。	市内金融機関窓口
8	事業者・中小企業に関する支援	商工中金による危機対応融資	事業者	新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰りを支援します。	商工組合中央金庫
9	事業者・中小企業に関する支援	マル経融資(新型コロナウイルス感染症関連)	小規模事業者	商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対するの無担保・無保証人で融資します。	八日市商工会議所 0748-22-0186 東近江市商工会 0749-45-5077
10	事業者・中小企業に関する支援	新型コロナウイルス感染症特別貸付	事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により一時的な業況悪化を受けた事業者への融資別枠制度を創設	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
11	事業者・中小企業に関する支援	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生関係の事業を営む方	新型コロナウイルス感染症の影響により一時的な業況悪化を受けた生活衛生関係事業者への融資別枠制度を創設	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
12	事業者・中小企業に関する支援	衛生環境激変対策特別貸付	旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方	新型コロナウイルス感染症の影響により一時的な業況悪化を受けた旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む事業者への運転資金を貸し付けます。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
13	事業者・中小企業に関する支援	小学校休業等対応助成金	労働者を雇用する事業主の方	小学校等が臨時休校した場合等による労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、有給休暇を取得させた事業所を支援します。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策（令和3年10月1日現在）

No.	支援区分	事業名	対象者等	内 容	お問合せ先
14	事業者・中小企業に関する支援	特別利子補給制度（実質無利子）	①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る） ②小規模事業者（法人事業者） ③中小企業者	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「マル経融資（新型コロナウイルス感染症関連）」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施します。	中小企業金融・給付金相談窓口 0570-78-3183
15	事業者・中小企業に関する支援	持続化補助（コロナ特別対応型）	小規模事業者等	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援します。	中小企業庁小規模企業振興課 03-3501-2036
16	事業者・中小企業に関する支援	中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援	中小企業等	中小企業生産性革命推進事業の一部として実施している、「小規模事業者持続化補助金」、「ものづくり・商業・サービス補助金」、「サービス等生産性向上IT導入補助金」の支援内容を拡充します。 詳細については、下記ポータルサイトを確認ください。 https://seisansei.smrj.go.jp	独立行政法人中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 03-6459-0866
17	事業者・中小企業に関する支援	肉用牛経営安定対策事業補助金	市内畜産農家	国の肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）による補てん（標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合の差額の9割）差額に対する助成です。（生産者が負担する残り1割に対し、1/4を補助します。）	農業水産課 0748-24-5660 050-5801-5660

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策（令和3年10月1日現在）

No.	支援区分	事業名	対象者等	内 容	お問合せ先
18	事業者・中小企業に関する支援	宿泊業・飲食業支援事業	市内で宿泊業・飲食業を営む者	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の下で、収入が大幅に減少した市内の宿泊業・飲食業の事業者に対して、事業の継続を支援するため支援金を交付します。</p> <p>令和2年又は令和元年のうちの連続した3箇月の売上高の合計と令和3年1月から12月までのうちの連続した売上高の合計を比較し、30%以上の減収が認められた場合、減収額に応じて支援金を給付します。（上限 個人20万円 法人30万円）</p>	<p>商工労政課 0748-24-5565 050-5802-9540</p>
19	事業者・中小企業に関する支援	雇用維持助成金	市内に主たる事務所、事業所を有する中小企業・個人事業主（みなし大企業を除く）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経営に影響を受けている中にも従業員の雇用を維持する市内中小企業、小規模事業者等に対し、八日市商工会議所、東近江市商工会を通じて支援を行います。</p> <p>【支援額】最大20万円（ただし、従業員数により支援額が異なります。）</p>	<p>八日市商工会議所 0748-22-0186 東近江市商工会 0749-45-5077</p>
20	事業者・中小企業に関する支援	感染症拡大防止営業時間短縮協力金	滋賀県の時間短縮要請に応じ、全面的に協力した飲食店等	<p>滋賀県の時間短縮要請に応じ、全面的に協力した飲食店等（中小企業、個人事業主）に対し、協力を上乗せ支給します。</p> <p>【支給金額】滋賀県協力金×1/10（千円未満切り捨て）</p>	<p>商工労政課 0748-24-5565 050-5802-9540</p>
21	事業者・中小企業に関する支援	酒類販売事業者への支援	市内飲食店等と定期的な取引がある酒類販売事業者	<p>まん延防止重点措置の適用及び緊急事態宣言の発令による酒類提供停止を伴う営業時間短縮要請に応じた市内飲食店等と定期的な取引があり、その影響を受けている酒類販売事業者に対して支援を行います。</p> <p>【給付額】 1事業者当たり30万円</p>	<p>商工労政課 0748-24-5565 050-5802-9540</p>

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策（令和3年10月1日現在）

No.	支援区分	事業名	対象者等	内 容	お問合せ先
22	事業者・中小企業に関する支援	市内事業者売上回復支援事業	令和3年11月1日現在 東近江市に住民登録されている世帯	市内の消費を喚起し中小企業者を支援するため、全世帯に市内の店舗等で飲食や買い物の際に利用できる10,000円分のクーポン券を配付します。また、クーポン券取扱店舗には、クーポン券の換金時に10%分を上乗せして支給します。 【クーポン】10,000円/世帯（1,000円につき500円分の利用が可能） 【利用期間】令和3年12月中旬から令和4年1月末まで 【対象店舗】登録を希望する市内店舗（1,000㎡を超える大規模店舗を除く。）	商工労政課 0748-24-5565 050-5802-9540
23	事業者・中小企業に関する支援	東近江市商業連携事業補助金	中小企業、小規模事業者	2者以上の事業者が実施する商業活性化に向けたイベントや商品開発、共同広報等の取組に必要な経費を補助します。 【対象事業】イベント開催、商品の共同開発、共同で行う広報活動等 【補助率】対象経費の3/4 【上限額】50万円+（連携した事業者数-2）×20万円（最大上限250万円）	商工労政課 0748-24-5565 050-5802-9540
24	事業者・中小企業に関する支援	公設地方卸売市場経営安定化支援事業	公設地方卸売市場で事業を営む卸売事業者及び関連事業者	感染症の影響で公設地方卸売市場の取扱量が減少し、卸売事業者等の売上が大きく減少していることから、卸売事業者及び関連事業者の施設利用料を減免し、市場経営の安定化を図ります。	商工労政課 0748-24-5565 050-5802-9540

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策（令和3年10月1日現在）

No.	支援区分	事業名	対象者等	内 容	お問合せ先
25	事業者・中小企業に関する支援	飲食店等に対する協力金	飲食店	<p>【(第2期)8月27日～9月12日分】 中小企業等：1店舗あたり売上高に応じ4万円/日～10万円/日 大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4 （中小企業も選択可・上限20万円） カラオケ店：食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店（売上高等に関わらず一律2万円）</p> <p>【(第3期)9月13日～9月30日分】 中小企業等：1店舗あたり売上高に応じ4万円/日～10万円/日 大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4 （中小企業も選択可・上限20万円） カラオケ店：食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店（売上高等に関わらず一律2万円）</p>	滋賀県営業時間短縮要請コールセンター 077-528-1341
26	事業者・中小企業に関する支援	飲食店等以外に対する協力金	遊興施設 カラオケ 結婚式場	時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日× 短縮した時間/本来の営業時間 （10以上のテナントを所有している施設については1店舗あたり2千円/日を追加支給）	滋賀県営業時間短縮要請コールセンター 077-528-1341
27	事業者・中小企業に関する支援	事業継続支援金（第1期）	中小企業等・個人事業主	<p>2021年4月から6月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少した中小企業等</p> <p>【支給額】 中小企業等：20万円 個人事業主：10万円 ※1事業者につき1回まで</p>	滋賀県事業継続支援金コールセンター 0570-200-575
28	事業者・中小企業に関する支援	事業継続支援金（第2期）	中小企業等・個人事業主	<p>2021年7月から8月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している、もしくは7月と8月の売上の合計が30%以上減少した中小企業等</p> <p>【支給額】 中小企業等：20万円 個人事業主：10万円 ※1事業者につき1回まで</p>	滋賀県商工観光労働部 商工政策課企画・イノベーション推進係 077-528-3723

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策（令和3年10月1日現在）

No.	支援区分	事業名	対象者等	内 容	お問合せ先
29	事業者・中小企業に関する支援	事業継続支援金（第3期）	中小企業等・個人事業主	<p>2021年9月から10月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少しているもしくは9月と10月の売上の合計が30%以上減少した中小企業等</p> <p>【支給額】 中小企業等：20万円 個人事業主：10万円 ※1事業者につき1回まで</p>	滋賀県商工観光労働部 商工政策課企画・イノベーション推進係 077-528-3723
30	事業者・中小企業に関する支援	月次支援金	中小企業等・個人事業主	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、以下の条件を満たす事業者</p> <p>①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること</p> <p>【支給額】 中小企業等：上限20万円／月 個人事業主：上限10万円／月</p>	月次支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】 TEL：0120-211-240 TEL（有料）：03-6629-0479 【登録確認機関専用】 TEL：0120-886-140 TEL（有料）：03-4335-7475